

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策における失業認定日の特例措置について

新型コロナウイルスによる感染防止等のため、**当面の間、認定日に係る取扱い**について次の特例措置を実施します。

認定日の取扱いについて

1 失業の認定については、**来所による認定**を行います。

※来所の際は十分な感染予防対策をお願いします。

※来所される時間帯は開庁時間内（8：30～17：15）で柔軟に対応します。

2 感染予防等の観点から**来所が困難な方**は「**郵送による認定**」を行います。

来所が困難な方とは以下の理由に該当する方となります。

- ① 高齢（概ね60歳以上）である。
- ② 基礎疾患を有する。
- ③ 妊娠中である。

※「**郵送による認定**」を希望される場合は、**手続きをしているハローワークへ事前に申し出が必要です。**

求職活動の取扱いについて

基本手当に係る失業の認定日において、原則として**前回の認定日から今回の認定日の前日までの期間**に、求職活動を行った実績が原則**2回以上**あることが必要です。

ただし、当初予定していた面接等が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて実施できなかった等の場合は、求職活動を実施したものとして取り扱うこととします。

また、「郵送による認定」により失業の認定を行う者であって、感染を懸念する等の理由により、求職活動が行えなかった場合でも、今般の感染拡大防止の重大性、緊急性に鑑み、失業の認定を行います。

※ 当該特例措置については限定的な取扱いとなり、変更になる場合については、各ハローワーク内の掲示又は京都労働局のホームページでご案内します。

詳しくは、お手続きをされているハローワークにお尋ねください。